

関係各位

香川県商工労働部産業政策課

緊急事態対策期における対策について

本県では、7月下旬以降の感染拡大の状況に応じて、順次対策期を移行し、8月9日から、最も高い警戒レベルの「緊急事態対策期」に位置付け、県民の皆さまには、日中も含めた不要不急の外出・移動そのものを自粛いただくなど、最大限の感染防止対策をとっていただくようお願いするとともに、「大人数・長時間の飲食」、「マスクなしでの会話」といった場面が生じやすく感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、8月7日から20日までの間、高松市内の飲食店の皆さまには、営業時間の短縮についてご協力いただいているところです。

しかしながら、本県の新規感染者数は8月13日に過去最多の107人にのぼり、その後も増加傾向は収まらず、感染のピークがなお見えない状況にあります。

昨年来の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で、本県としては、これまでにない最大の危機的な状況となっています。このため、早急かつ強力な対策をとり、県民の皆さまの生命を守る適切な医療提供が続けられるよう、8月14日に国に対し、本県をまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示されるよう要請いたしました。

これを受け、本県を含む10県を、8月20日（金）から9月12日（日）までの間、新たにまん延防止等重点措置区域に加えることなどが、国の基本的対処方針分科会での意見を踏まえ、政府対策本部会議において決定し、公示されることとなりました。

県としては、8月19日までは今の対策の徹底を図りながら、8月20日以降のまん延防止等重点措置の実施期間における対策について、国と協議し、決定してまいります。

つきましては、貴社（団体）におかれまして、「知事から「まん延防止等重点措置」の実施に伴う県民の皆さまへのお願い」（資料1）、「まん延防止等重点措置の実施に伴う本県の対応（ポイント）」（資料2）を職員の皆さま及び関係先へご周知いただくとともに、感染防止対策を徹底いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

○お問い合わせ先
香川県商工労働部産業政策課
担当 景政・佐藤
TEL 087-832-3350